

愛称

飛龍

ライジング・チャイナ・ファンド
追加型投信／海外／株式



投資信託説明書（交付目論見書）

2015.2.14

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ライジング・チャイナ・ファンドの受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成27年2月13日に関東財務局長に提出しており、平成27年2月14日にその届出の効力が生じております。
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に添付されております。ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記のインターネットホームページで閲覧できます。
ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社 電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）
ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	株式 一般	年2回	アジア	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（URL：<http://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して事前に投資者（受益者）の意向を確認する手続き等が規定されております。

また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

<委託会社> 明治安田アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第405号
設立年月日：1986年11月15日
資本金：10億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額：8,534億円
（資本金・運用純資産総額は2014年12月末現在）
〔ファンドの運用の指図等を行います〕

<受託会社> 三菱UFJ信託銀行株式会社
〔ファンドの財産の保管および管理等を行います〕

ライジング・チャイナ・ファンド
追加型投信／海外／株式
投資信託説明書（交付目論見書）
（訂正事項分）
2015年3月17日

本紙は、「ライジング・チャイナ・ファンド」の投資信託説明書（交付目論見書(2015. 2. 14)）の訂正事項を記載したものです。つきましては、同投資信託説明書(交付目論見書)の該当部分を本紙にしたがい読み替えのうえ、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

ライジング・チャイナ・ファンドの受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成27年2月13日に関東財務局長に提出しており、平成27年2月14日にその届出の効力が生じております。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に添付されております。ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記の委託会社インターネットホームページで閲覧できます。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して事前に投資者（受益者）の意向を確認する手続き等が規定されております。

また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

明治安田アセットマネジメント株式会社 電話番号 0120-565787

（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

1 【目論見書の訂正理由】

投資信託説明書（交付目論見書(2015. 2. 14)）の記載事項の一部に訂正すべき事項がありますので、関係事項を以下の通り訂正するものです。

2 【訂正の内容】

訂正後の内容を記載しております。

本文6ページ、7ページ

お申込メモ

(略)

購入の申込期間	2015年2月14日から2015年8月13日 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 ※当ファンドは、信託約款の規定に基づき、2015年5月12日に信託終了（繰上償還）を行う予定です。 当ファンドの信託終了（繰上償還）に係る書面決議は、2015年3月18日現在の議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。その場合、予定通り信託終了（繰上償還）を行います。 本書面決議の結果、当ファンドの信託終了（繰上償還）が可決された場合は、2015年4月8日をもって当ファンドの取得の申込みの受付は中止いたします。 この場合、申込期間の末日は2015年4月8日に変更され、以後の申込期間の更新は行われません。
(略)	
信託期間	無期限（2009年12月3日設定） ※本書面決議の結果、当ファンドの信託終了（繰上償還）が可決された場合は、信託期間の末日は2015年5月12日に変更されます。

(略)

※当ファンドは、信託約款の規定に基づき、2015年5月12日に信託終了（繰上償還）を行う予定です。
投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、2015年3月18日現在の受益者を対象に、2015年3月18日から2015年4月8日までを書面による議決権行使の期間として、2014年4月9日に書面による決議を行います。
ただし、本書面決議が否決された場合は、信託終了（繰上償還）を行いません。
なお、信託終了（繰上償還）の決定（2015年4月9日予定）につきましては、当社ホームページ上にてご確認いただけます。

以上

1. ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

主として、中国および中国関連企業の株式に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

■ ファンドの特色

1

中国 A 株市場を含む中国および中国関連企業の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指します。

- 上場投資信託（ETF）を通じて中国 A 株（上海/深セン）市場に投資します。
- 香港証券取引所上場の中国企業（H株/レッドチップ）および香港、日本、シンガポール、ニューヨーク、ロンドンの各市場に上場する中国関連企業に投資します。

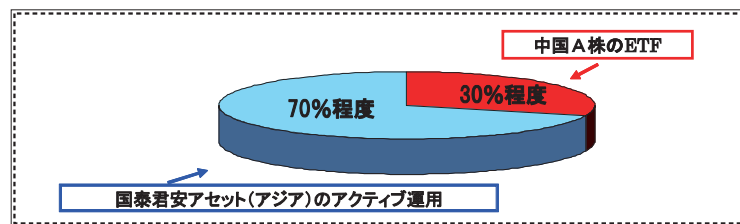
(注)上場投資信託とは、主に特定の株式指数や債券指数等に連動する投資成果を目指す投資信託のことです。通常の株式と同じように、取引所での取引は可能です。流動性等の観点から、投資対象は以下のETFから選択します。

- ・ ブラックロックの上場投資信託、iシェアーズ®FTSE中国A50 インデックス ETF
 - ・ CSOPアセット・マネジメントの上場投資信託、CSOP FTSE 中国 A50 ETF
- なお、投資対象とするETFは今後の市場環境等によって、見直しを行う場合があります。

2

**中国 A 株市場への投資は概ね30%を原則とします。
中国企業、中国関連企業への投資・銘柄の選択は、市況動向、資金動向等に応じて
ファンドマネージャーの判断で弾力的に行います。**

当ファンドでは、上場投資信託を活用して実質的にA株市場へ投資を行います。



上記は、当ファンドの基準配分比率です。

今後の市場環境等によって、見直しを行う場合があります。

3

国泰君安アセット（アジア）に中国および中国関連企業の株式等の運用指図に関する権限を委託します。

- 国泰君安アセット（アジア）は、国泰君安証券の戦略的な運用子会社として、香港に設立されました。同社は、中国人ファンド・マネージャーによる、付加価値の高い現地情報ネットワークを活かした銘柄選択に強みがあります。
- 国泰君安証券は、1999年、上海の国泰証券と深センの君安証券の合併により誕生した、中国の大手総合証券会社です。
 - 株主：上海市政府、中央政府、深セン市政府他
 - 資産運用ビジネスにも積極的で、2003年3月、業界に先駆けてドイツ保険最大手のアリアンツ社と合併の投信会社を設立しました。また、業界最大級の総合研究所を有し、最も影響力のあるリサーチ機関の一つに数えられています。

国泰君安証券グループのリサーチ体制

- 国泰君安証券（上海）総合研究所
リサーチ部門 139名（内訳：企業アナリスト 110名、ストラテジスト 4名、マクロ経済調査 6名、金融工学 5名、リサーチアシスタント 14名）
- 国泰君安証券（香港）
リサーチ部門 27名（アナリスト 20名含む。）
(2014年11月末現在、出所：国泰君安アセット（アジア）)



4

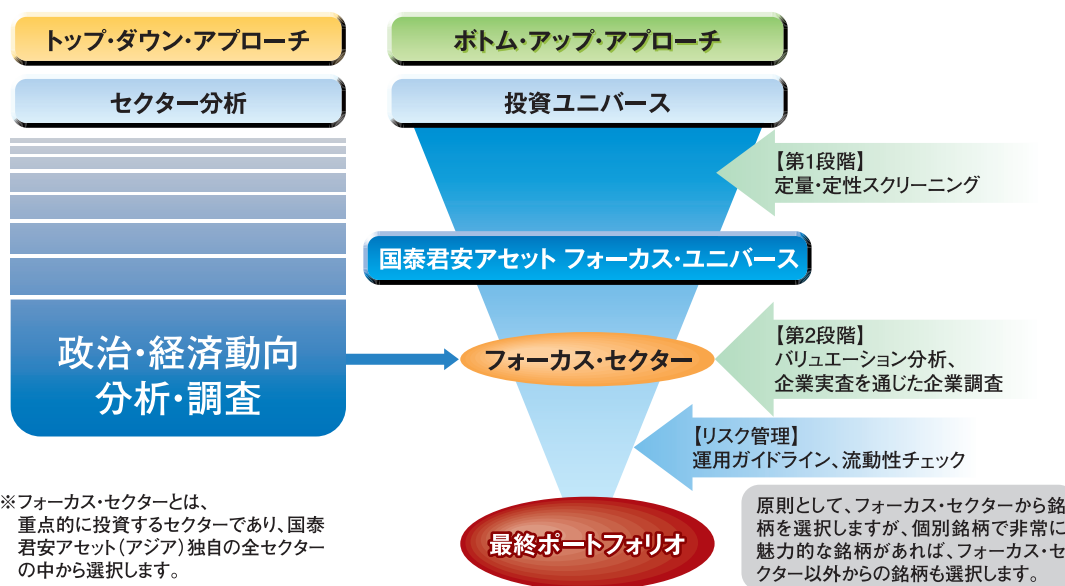
原則として、外貨建資産の為替ヘッジは行いません。

■ 運用プロセス

リサーチを重視したポートフォリオ構築プロセス

ステップ①	国泰君安証券グループによる、政治・経済動向調査および分析を活用し、企業調査等を行います。
ステップ②	国泰君安アセット（アジア）のファンドマネージャーは、ステップ①を踏まえて、上場投資信託の投資信託証券への運用指図ならびにトップ・ダウンとボトム・アップの組合せによる株式の銘柄選択を行います。
ステップ③	銘柄の見直しは、運用コンセプト、業績動向、株価水準等を総合的に勘案し、国泰君安アセット（アジア）が適宜行います。

<運用プロセスのイメージ図>



■ 主な投資制限

■ 株式への投資割合	株式への投資割合には制限を設けません。
■ 同一銘柄の株式への投資割合	同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
■ 投資信託証券への投資割合	投資信託証券（上場投資信託の投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
■ 外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

■ 分配方針

年2回（毎年5月および11月の各13日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費等控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2. 投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ライジング・チャイナ・ファンドは、外国の株式等、値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

<主な変動要因>

株 価 変 動 リ ス ク	株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
為 替 変 動 リ ス ク	外貨建資産への投資については、為替変動によって基準価額は影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
中 国 市 場 特 有 の リ ス ク	中国市場における証券市場・取引所、企業開示・財務会計の基準、法制度等はわが国と異なります。また、中国の証券市場・取引所においては、長期間にわたる個別銘柄の売買停止措置がとられることがあります。このような場合は一般社団法人投資信託協会規則もしくは委託会社の社内ルールに従って、当該有価証券の評価を行います。
信 用 リ ス ク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。 また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。
- 組入れ対象とする上場投資信託は、iシェアーズ® FTSE 中国 A50 インデックス ETF および CSOP FTSE 中国 A50 ETF となりますが、その投資対象は、当該上場投資信託に限られるものではなく、委託会社の判断により変更されることがあります。
- 中国証券制度上の制約等から、上場投資信託の一部解約に伴う支払資金に不足が生ずる事態が予想される場合等において、委託会社の判断で、当ファンドの一部解約の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約を取消す場合があります。
- 当ファンドが、実質的に中国 A 株市場に投資を行うことができなくなることとなった場合は、当ファンドを償還させることがあります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

■ リスクの管理体制

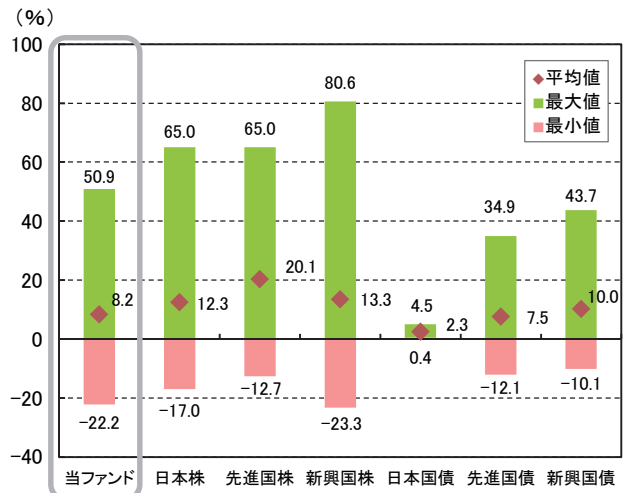
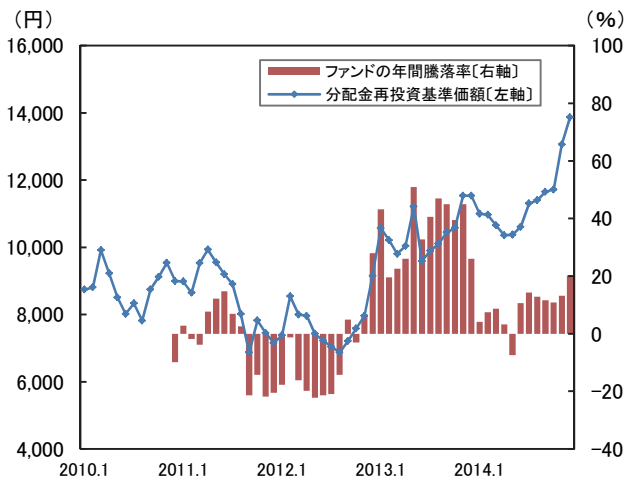
ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

■ 参考情報

当ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

対象期間：2010年1月～2014年12月



※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものとして算出。以下同じ。）および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※分配金再投資基準価額は5年前の基準価額を起点として計算したものです。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

(注) 当ファンドは、設定日以降のデータで表示していません。

※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ（60個）を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものとして算出）をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

(注) 当ファンドは、設定日以降のデータで表示していません。したがって、データの個数が異なります。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI (配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI (国債)	野村證券株式会社
先進国債	シティ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	Citigroup Index LLC
新興国債	JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注) 海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースにて表示。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

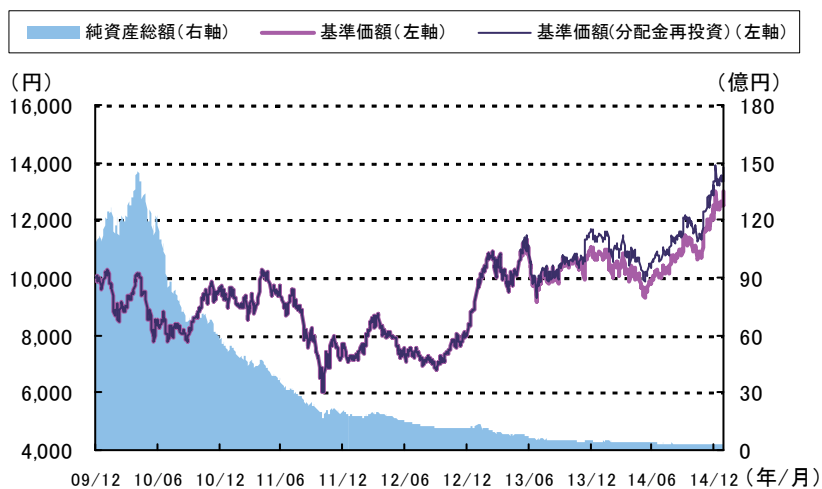
また、各権利者は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

各指数の内容について、詳しくは投資信託説明書（請求目論見書）をご覧ください。

3. 運用実績

2014年12月30日現在

基準価額・純資産の推移



分配の推移

分配金の推移	
2014年11月	100円
2014年5月	0円
2013年11月	500円
2013年5月	100円
2012年11月	0円
設定来累計	700円
※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額	
基準価額	12,986円
純資産総額	3.0億円

※基準価額（分配金再投資）は信託報酬控除後のものであり、当ファンドの設定時を10,000円として分配金（税引前）再投資ベースで算出しています。

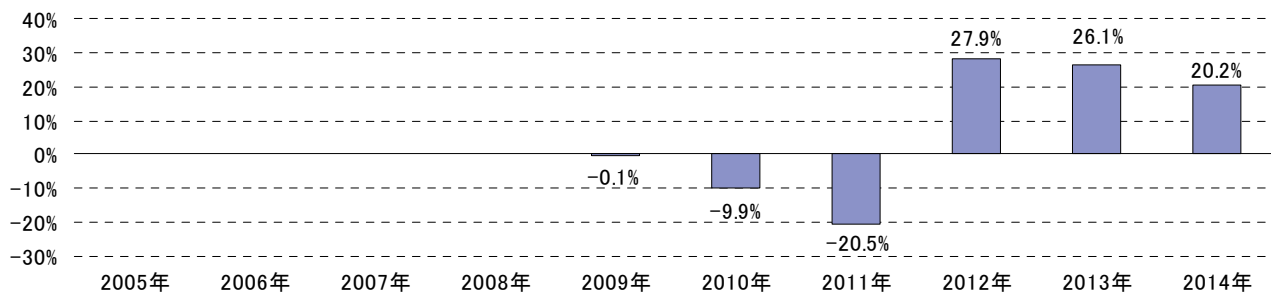
主要な資産の状況

組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	投資比率(%)
1	ISHARES FTSE A50 CHINA INDEX	—	33.54
2	SOUND GLOBAL LTD	公益事業	5.55
3	NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	保険	4.28
4	ZTE CORP-H	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.94
5	ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	素材	3.39
6	SINOFERT HOLDINGS LTD	素材	3.13
7	CHINA GALAXY SECURITIES CO	各種金融	3.04
8	HUANENG RENEWABLES CORP-H	公益事業	2.99
9	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	不動産	2.69
10	KANGDA INTERNATIONAL ENVIRON	公益事業	2.59

※投資比率は対純資産総額比。

年間収益率の推移（暦年ベース）



※収益率は分配金（税引前）を再投資したものととして算出しています。

※2009年は設定日（2009年12月3日）から年末までの収益率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

4. 手続・手数料等

■ お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせください。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から <u>0.3%</u> の信託財産留保額を控除した額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。
購入・換金申込不可日	申込日が香港証券取引所の休業日に該当する場合は、購入・換金の申込みの受付を行いません。
購入の申込期間	2015年2月14日から2015年8月13日 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設けることがあります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限(2009年12月3日設定)
繰上償還	委託会社は、純資産総額が10億円を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、この信託が実質的に中国A株市場に投資を行うことができなくなることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	毎年5月13日および11月13日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回決算を行い、収益分配方針に基づいて、分配を行います。 (注)当ファンドには、「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、異なる場合がありますので、販売会社へお問い合わせください。
信託金の限度額	2,000億円
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.myam.co.jp/
運用報告書	決算時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

■ ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.24% (税抜 3.0%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。詳細については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年 1.62% (税抜 1.5%) の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。		
	配分	料率 (年率)	役務の内容
	委託会社	0.9558% (税抜 0.885%)	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価
	販売会社	0.594% (税抜 0.55%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	0.0702% (税抜 0.065%)	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	投資対象とする 上場投資信託の 投資信託証券*	0.417%程度*	投資対象とする上場投資信託証券 (ETF) における費用・報酬等
実質的な負担*	2.037%程度	—	
<p>*上場投資信託の運用管理費用 (信託報酬) の上限は年率 1.39% ですが、ファンドへの投資比率を概ね 30%程度としますので、実質的な信託報酬の概算値は、0.417%となります。したがって、ファンドの純資産総額に対する実質的な信託報酬は、年 2.037%程度となります。</p> <p>この値はあくまでも概算値であり、ファンドにおける実際の上場投資信託の組入状況等によっては、実質的な信託報酬は変動します。</p> <p>※国泰君安アセット (アジア) に対する報酬は、信託報酬のうち委託会社が受ける報酬から支払われ、その報酬額は信託財産の純資産総額に年 0.4425%の率を乗じて得た額とします。</p>			
その他の費用・手数料	<p>信託財産の監査にかかる費用として監査法人に年0.0108% (税抜0.01%) の監査費用を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行等に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用などがある場合には信託財産でご負担いただきます。</p> <p>※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。</p>		

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び 地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して 20.315%
換金（解約）時及び 償還時	所得税及び 地方税	譲渡所得として課税します。 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して 20.315%

※上記は2015年1月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、2014年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。

ご利用になることができるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

※法人の場合については上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

■ 追加的記載事項

■ 中国市場への投資に係る留意点

- 中国では、内外資本取引の自由化が実施されておらず、人民元建の株式（中国A株）への外国人の投資については、中国証券監督管理委員会（CSRC）の認定を受けた適格国外機関投資家（QFII）が、国家外貨管理局（SAFE）から認められた投資限度額の範囲内においてのみ投資が可能となっています。当ファンドでは上場投資信託を活用して実質的にA株市場に投資を行います。
- iシェアーズ®FTSE 中国 A50 インデックス ETF は、適格国外機関投資家（QFII）としての認可を受けた金融機関が中国証券監督管理委員会（CSRC）から認められた投資限度額内において発行する CAAP（チャイナ・Aシェア・アクセス・プロダクト）を通じて、中国A株市場に投資するETFで、人民元で表示されるFTSE 中国 A50 インデックスと同等水準の運用成果を目指しています。
- CAAP は、中国A株市場に投資するための商品ですが、商品の発行体であるQFII 枠を持つ投資銀行の信用リスクが内在します。

適格国外機関投資家 QFII（Qualified Foreign Institutional Investors）
国家外貨管理局 SAFE（State Administration of Foreign Exchange）
中国証券監督管理委員会 CSRC（China Securities Regulatory Commission）

- CSOP FTSE 中国 A50 ETF は、CSOP アセット・マネジメントが運用するRQFII（人民元適格外国機関投資家制度）を利用したETFです。CSOP アセット・マネジメントは、中国の運用会社であるChina Southern Asset Management（南方基金）と Oriental Patron financial group（東英金融集団）の合併会社で、香港にて法人格を取得しています。
- 人民元適格外国機関投資家制度（RQFII（RMB Qualified Foreign Institutional Investors））とは、中国証券監督管理委員会（CSRC）の認定を受け、中国国家外貨管理局（SAFE）から投資限度額の認可を受けた中国の証券会社や運用会社の香港現地法人が、中国本土外で調達された人民元資金を中国本土の債券や株式に投資することを認める制度です。
- iシェアーズ®FTSE 中国 A50 インデックス ETF については、中国A株への直接投資から生じる実現利益および未実現利益に関して10%のキャピタルゲイン税の引当が行われる可能性があります。これにより、ファンドの純資産総額が影響を被る可能性があります。
- 当ファンドは、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の受付を取消す場合があります。
- 中国の証券関連の法令、税制等は近年制定されたものが多く、その解釈は必ずしも安定していません。今後、法令等の変更により、当ファンドが影響を被る可能性があります。
- 当ファンドが、実質的に中国A株市場に投資を行うことができなくなることとなった場合は、当ファンドを償還させることがあります。

 明治安田アセットマネジメント